

東日本高速道路株式会社
東北支社 管理事業部
道路管制センター 交通管理課

特殊車両通行許可における注意事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特殊車両を通行させる場合には、特殊車両通行許可申請が必要であり、特殊車両通行許可証（以下許可証）を車両に積載し、許可を受けた経路でのご通行のみ可能となっております。

つきましては、近年増加している下記のような事例がございますので、ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

1.) 流入・流出許可を受けていないインターチェンジを乗り降りする場合（別添1）

→例： 青森インターチェンジ～白河インターチェンジまでの区間で許可を受けているが、許可を受けていない仙台宮城インターチェンジで乗り降りする場合は車両制限令の違反となります。

2.) 許可対象車両と実際に運行している車両番号が異なる場合

→例： 許可を受けているトラクタとトレーラの組み合わせが異なる場合は車両制限令の違反となります。

3.) 許可証の有効期限が切れている場合

→例： 更新申請中であるが、手元に許可証がない場合は車両制限令の違反となります。

今一度、ドライバーの方が出発前の車両点検などと併せて、許可証のご確認をいただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

交通管理課 木原 022-226-1545

別添1

(※組合員に再周知をお願いいたします。)

特殊車両通行許可の申請を予定されている皆さまへ



そのインターチェンジから
高速道路へ乗れるの？

そのインターチェンジ
本当に降りて大丈夫？

Aインター

Bインター

Cインター

Dインター



Aインター流入～Dインター流出で、特殊車両通行許可の申請をしている場合、途中のBインター及びCインターでは流入・流出することが出来ず、車両制限令の取締対象となります。正しく申請されていないケースがあるため、改めて再周知させていただきます。



ご注意ください！！